

1-1. 那覇市議会基本条例 (解説付)

平成 24 年 12 月 28 日
条 例 第 7 8 号

改正 令和元年 7 月 4 日 条例第 5 号
令和 2 年 10 月 12 日 条例第 45 号
令和 5 年 7 月 14 日 条例第 34 号
令和 5 年 8 月 17 日 条例第 35 号
令和 7 年 3 月 26 日 条例第 27 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 議会及び議員の責務と活動原則(第 3 条—第 5 条)
- 第 3 章 議員の政治倫理(第 6 条)
- 第 4 章 市民と議会の関係(第 7 条—第 11 条)
- 第 5 章 市長等執行機関と議会及び議員の関係(第 12 条—第 16 条)
- 第 6 章 議員間討議による合意形成(第 17 条・第 18 条)
- 第 7 章 議会運営(第 19 条・第 20 条)
- 第 8 章 議会の機能強化(第 21 条—第 25 条)
- 第 9 章 議会改革の推進(第 26 条)
- 第 10 章 議員の定数及び議員報酬(第 27 条・第 28 条)
- 第 11 章 議会事務局の体制強化(第 29 条・第 30 条)
- 第 12 章 持続可能な議会運営(第 31 条・第 32 条)

付則

那覇市は、かつて琉球王府が存する万国津梁の交流拠点として、アジア諸国との交易で栄え、独自の文化圏を形成した。明治の廃藩置県後、他府県に遅れて大正 10 年に市制施行となり、那覇市議会が設置された。その後、悲惨を極めた沖縄戦と 27 年間に及ぶ米国施政権下を経て、昭和 47 年の本土復帰により、日本国憲法及び地方自治法に基づく自治体及び議会として再出発し、現在に至っている。

この間、恒久平和を希求し、住民の権利と自治を獲得するための先人の労苦は計り知れず、行政と議会が車の両輪となって、市民とともに幾多の苦難を乗

り越えながら、今日の市政を築いてきた。

那覇市議会は、この先人の尊い歩みと精神を踏まえ、県都の言論の府として、県内議会の先導的役割を担ってきたところである。

昨今、地域主権改革が叫ばれる中で、二元代表制の一翼を担う議会の役割と責務がこれまで以上に増大している。市民の代表機関である議会が、市長とともに市政の発展と市民福祉の向上に対する責務を負うことは当然のこととして、新たな時代にふさわしい議会の構築が求められている。

このため、那覇市議会は、会派及び議員個々の立場の違いを超えて、執行機関の監視及び評価機能の強化拡充を図るとともに、議員間の自由闊達な討議により積極的な政策立案及び政策提言を行う議会へと自らを改革していかなければならない。

さらに、市民の積極的な参加と協働のもと、公平・公正にして透明性のある合議体としての議会づくりを通して、市民の多様な意見を反映でき、市民に開かれ信頼される議会へと成長発展していく必要がある。

よって、那覇市議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務と活動原則、市民との関係、執行機関との関係等を明確に定め、市民と行政の架け橋となる「地方自治の津梁」たるべく、議会及び議員としての不断の努力を通して、市民の負託に応えることを決意し、本条例を制定する。

【解説】

本市の歴史的背景、県都としての役割、そして今後、果たすべき本市議会の責務について明記するとともに、市民と行政の架け橋となる「地方自治の津梁」たるべく、議会及び議員としての不断の努力を通して、市民の負託に応えていくことの決意表明をしています。

※「二元代表制」

地方自治体の執行機関としての市長と、議事機関としての議会の議員を、ともに住民の直接選挙で選び、選ばれた市長と議会がそれぞれ住民の代表機関として、対等の関係で市政の運営を担う制度のことです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本事項を定めることにより、議会がその権能を高め、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例制定は、市民福祉の向上と市政の発展を目的に、議会の役割や責務など、議会に関する基本的事項を定めたものです。

(基本理念)

第2条 市政における唯一の議決機関である議会は、多様な市民の意思を市政に反映させるため、公平、公正かつ真摯な議論を通じて、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

【解説】

議決機関としての議会が住民の代表として、地方自治の本来の趣旨である住民自治の実現を目指すべきことを定めています。

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を果たすため、積極的な情報公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策立案、政策提言等の強化に努め、市政及び議会活動に反映させること。
- (3) 市民本位の立場から、議会本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務について監視及び評価を行うこと。
- (4) 市民に分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。

【解説】

前条で定める基本理念に従い、下記のとおり議会として果たすべき活動原則を定めています。

1. 市民への積極的な情報公開による市民に開かれた議会運営
2. 市民の意見を反映した政策立案、政策提言等を行う議会
3. 市民本位の政策決定、市長等の事務の監視及び評価を行う議会
4. 市民に分かりやすい議会運営

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会を構成する一員として、市民全体の奉仕者かつ代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員間相互の自由な論議を重んじること。

- (2) 市政の課題全般について市民の意見、要望等を把握するとともに、積極的な調査研究活動を通じて市民全体の福祉の向上に努めること。
- (3) 不断の活動及び研さんを通じて自己の資質の向上に努めること。

【解説】

前条の議会の活動原則を踏まえ、下記のとおり議員の活動原則を定めています。

- 1. 合議制の機能を発揮させるため議員相互間での自由な論議を重視すること
- 2. 市民全体の福祉の向上を図るため、積極的な調査研究活動を行うこと
- 3. 議員自らの資質を高めるよう、日常の活動や研さんに努めること

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成する。

3 会派は、政策の立案、提言及び決定並びに議会改革その他重要な事項に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議長は、会派に属さない。

【解説】

政策や理念を共有し議会活動を円滑に行えるよう、議員同士で会派を結成することができる旨を定めています。

本市議会では、従来より会派制を採っておりますが、条例制定に当たり、市民に分かりやすいように、改めて会派の定義等を明文化しています。

第3章 議員の政治倫理

第6条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)で定める。

第4章 市民と議会の関係

(会議の公開と市民参画機会の確保)

第7条 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保を図るものとする。

【解説】

委員会を含め会議は、秘密会や傍聴規則に反する場合を除き、誰でも傍聴できます。

また、市民のさまざまな意見を議会活動へ反映できるよう、市民が議会活動に参加する機会の確保を図るよう定めています。

(説明責任)

第8条 議会は、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、その議決責任を深く認識するとともに、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議案に対する議員の賛否を公表するとともに、議会が保有する情報の提供を図るものとする。

【解説】

議会の議決について、市民に対する説明責任を定めています。

また、議決の際の賛否の公表をはじめ、議会情報の提供を図るよう規定しています。

(意見を広聴する機会等)

第9条 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策提案につなげるため、次に掲げるものから意見を広聴する機会を毎年、設けるものとする。

- (1) 自治会その他の地域住民が組織する団体
- (2) 市内で事業活動を行う法人その他の団体
- (3) 市の施策を実施する団体
- (4) 市における協働によるまちづくりを推進している団体
- (5) 前各号に掲げる団体のほか、議会が必要と認めるもの

2 前項の意見を広聴する機会においては、議会で行われた議案等の審議の経過、結果等を必要に応じ市民に報告するものとする。

(請願及び陳情)

第10条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。

2 議会は、請願者又は陳情者がその趣旨を説明する機会を設けるよう努めるものとする。

3 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果の伝達並びに処理の経過及び結果等の情報の提供を図るものとする。

(広報広聴の充実)

第 11 条 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実を図るものとする。

【解説】

第 3 条 1 項「情報公開」及び第 7 条「説明責任」と連動し、多様な広報手段を活用して市民へ積極的に情報提供するように定めています。

ちなみに、本市議会では現在、市議会ホームページで随時情報提供を行うほか、各定例会後に市議会だよりを発行し、広報活動を行っています。

また、ケーブルテレビ(OCN)で定例会の映像を生中継及び録画放送を行っており、平成 25 年 2 月定例会から、インターネットによる映像配信をしています。

第 5 章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

(市長等との関係)

第 12 条 議会は、二元代表制のもと、市長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策立案、政策提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。

【解説】

二元代表制における議会と市長等との関係について、両者が常に緊張感を持って、共通の目的である市政の発展に努める旨を定めています。

(政策等の監視及び評価)

第 13 条 議会は、市長等が提案する政策等について、審議を通じて政策の向上を図るため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたる費用と効果

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえるよう努めるものとする。

【解説】

市長等が重要な政策等を議会に提案する際には、十分な審議ができるよう、必要な情報の提供を求めるとともに、審議する側の議会の姿勢について定めています。

(資料の提供要求)

- 第13条の2 議会は、本会議及び委員会における議論の参考とするほか、本市の政策及び事務に係る調査のため、市長等に対し、別に定める様式により文書で資料の提供を求めることができるものとする。この場合において、提供を要求する資料の範囲は、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)の公文書から非公開情報を除いたものとする。
- 2 市長等は、前項の規定による資料の提供を求められたときは、文書を受領した日の翌日から起算して14日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する本市の休日の日数は、算入しない。)以内に資料を提供するものとする。ただし、公文書の不存その他の理由により資料の提供ができない場合は、市長等は速やかにその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により要求する資料の内容及び前項の規定により提供する資料の内容は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。
- 4 第1項の規定により要求する資料の内容及び前項の規定により提供する資料の内容が、那覇市ホームページ等により公開されている等、市長等が速やかに回答できる場合は、文書によらないことができる。

(予算及び決算における政策説明資料等)

- 第14条 議会は、市長が提出する予算案及び決算の審議に当っては、市長に対し、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を作成するよう求めるものとする。
- 2 決算の審議において提出された政策説明資料は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類とみなす。

【解説】

議会の重要な審議事項である予算及び決算の審査の際には、審議を深めるために、前条の規定に沿って、分かりやすい説明資料を作成し提出するよう定めたものです。

(議決事件の追加)

- 第15条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等

について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げるものを議決事件として追加する。

- (1) 那覇市総合計画策定条例(平成 28 年那覇市条例第 28 号)第 2 条に規定する基本構想又は基本計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 前号の基本計画に類するもので、議会が必要と認め、別に条例で定めるもの

【解説】

従来、議決事件として扱われていない重要な計画等については、地方自治法の規定に基づいて、議決事件の追加を行うことを定めています。

(一問一答方式及び反問権)

第 16 条 議会の会議における質問等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

- 2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、本会議又は委員会等において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

【解説】

本会議での質問等(代表質問、一般質問)について、これまでの一括質問・一括答弁から、一問一答方式でも行うことができることと、市長等が議員の質問等に対して反問することができることを定めています。

なお、反問権については、質問の内容確認だけでなく、議論を深めるための反論も認めることとしています。

第 6 章 議員間討議による合意形成

(議員間の討議による合意形成)

第 17 条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあつては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

【解説】

議員相互間の自由討議を推進するとともに、活発な議論を尽くして、合意形成に努めることを定めています。

(政策討議)

第 18 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

【解説】

市政の重要な施策・課題について、市長への政策提言等を推進するために、議員間で政策討議を行う場を設けることを定めています。

第 7 章 議会運営

(議会運営の原則)

第 19 条 議会は、合議制の機関として、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

3 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

【解説】

第 1 項において、議会運営のあるべき姿を明文化するとともに、第 2 項において、議会運営の中心的役割を担う議長、副議長の選出経過の透明性、第 3 項及び第 4 項で議会を代表する議長の役割、立場を定めています。

(委員会)

第 20 条 委員会(法第 109 条第 1 項の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 委員会は、その専門性と特性を活かし、市民に分かりやすい運営に努めるものとする。

3 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案について、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

4 委員会の組織、運営その他必要な事項は、那覇市議会委員会条例(昭和 47 年那覇市条例第 83 号)で定める。

【解説】

委員会のあるべき姿や運営・開催方法について規定しています。
なお、委員会の設置、具体的な運営等については、委員会条例で定めています。

第 8 章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第 21 条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価に関する機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

【解説】

議会が持つ執行部の監視及び評価機能や、政策立案・提言機能の強化を図ることを定めています。

(調査研究機関及び検討会等の設置)

第 22 条 議会は、市政の課題に関する調査研究のため必要があると認めるときは、専門的知見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関の構成員に議員を加えることができる。
- 3 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

【解説】

議会は、必要に応じて、議会内に有識者等で構成する調査研究機関を設置することができることと、その構成員に議員を加えることができる旨定めています。

また、同様に議員のみで構成する検討会等の設置についても規定しています。

(議員研修の充実強化)

第 23 条 議会は、議員の政策形成及び立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

- 2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催することができる。

【解説】

議員の資質向上を図るため、議員研修の充実強化について定めています。

(会派及び議員の政務活動費)

第 24 条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう市政に関する調査研究を積極的に行わなければならない。

- 2 会派及び議員は、政務活動費の適正な執行を図るとともに、市民に対して使

途を説明する責務を有する。

- 3 議会は、政務活動費の収支報告書を公表すること等により、使途の透明性の確保に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、那覇市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号)で定める。

【解説】

地方自治法に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として交付されている政務活動費について、使途の透明性や市民に対する説明責任について定めています。

政務活動費については、既存の交付条例で具体的な規定があるため、第4項でその旨を示しています。

(予算の確保)

- 第25条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実を図るため、市長に対し、必要な予算の確保を求めるものとする。

【解説】

議会の果たすべき役割を実現するために必要な予算の確保について、市長に対し求めていくことを定めています。

第9章 議会改革の推進

- 第26条 議会は、議会の信頼性を高めるため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

- 2 議会は、前項の継続的な議会改革に取り組むため、那覇市議会各派代表者会議を設置する。

【解説】

継続的な議会改革への取り組みと、その実現のための議員による推進組織を設置することを定めています。

第10章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

- 第27条 議員定数は、那覇市議会議員定数条例(平成14年那覇市条例第68号)で定める。

- 2 議員定数の基準は、市の人口、面積、財政力及び事業課題等を比較検討し、決定するものとする。

【解説】

議員定数については、既存の定数条例で定めていることと、議員定数を決定する際の基準について規定しています。

(議員の報酬)

第 28 条 議員報酬は、那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成 20 年那覇市条例第 34 号)で定める。

2 議員報酬は社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

【解説】

議員報酬については、既存の報酬条例で定めていることと、議員報酬を定める際の基準について規定しています。

第 11 章 議会事務局の体制強化

(議会事務局の強化)

第 29 条 議会は、議会の政策立案、政策提言能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。

2 議会事務局の職員は、前項に規定する目的を達成するため、議長、委員会の長その他の議員に対し、提案を行うことができる。

【解説】

議会事務や議会運営等を補佐する議会事務局の強化について定めています。

特に、調査機能及び法務機能の充実強化について明文化されています。

(議会図書室)

第 30 条 議会は、議員の調査研究に資するため、法第 100 条第 19 項の規定により置かれた議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。

【解説】

議員の調査研究活動に資するため、地方自治法第 100 条第 19 項の規定により設ける議会図書室の適正管理、図書・資料等の充実について、定めています。

第 12 章 持続可能な議会運営

(災害時の機能維持)

第 31 条 議会は、災害時においても、別に定めるところにより、議会機能を的確に維持しなければならない。

(たゆまない議会改革)

第 32 条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案して、この条例の目的を達成するため、検証及び改善するものとする。

2 前項の規定による検証は、那覇市議会各派代表者会議において毎年行うものとする。ただし、速やかな検討が必要な事案が生じた場合は、随時、検証するものとする。

3 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条及び第 19 条の規定は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(令和元年 7 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、令和元年 8 月 19 日から施行する。

付 則(令和 2 年 10 月 12 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和 5 年 7 月 14 日条例第 34 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(那覇市情報公開条例の一部改正)

2 那覇市情報公開条例(平成 26 年那覇市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(情報提供) 第 23 条 実施機関は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有す	(情報提供) 第 23 条 [略]

るものを記録した文書、図画又は電磁的記録を必要に応じ提供するものとする。ただし、当該情報の提供について法令等で別段の定めがある場合又は当該情報が非公開情報に該当する場合は、この限りでない。 (1) [略] (2) 那覇市議会基本条例(平成 24 年那覇市条例第 78 号)第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定により議会へ提出した資料等 (3)～(6) [略] 2 [略]	(1) [略] (2) 那覇市議会基本条例(平成 24 年那覇市条例第 78 号)第 13 条第 1 項及び第 14 条の規定により議会へ提出した資料等 (3)～(6) [略] 2 [略]
備考 本則の表備考 2 の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市総合計画策定条例の一部改正)

- 3 那覇市総合計画策定条例(平成 28 年那覇市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の議決) 第 6 条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、那覇市議会基本条例(平成 24 年那覇市条例第 78 号)第 14 条第 1 号の規定による議会の議決を経なければならない。	(議会の議決) 第 6 条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、那覇市議会基本条例(平成 24 年那覇市条例第 78 号)第 15 条第 1 号の規定による議会の議決を経なければならない。
備考 本則の表備考 2 の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則(令和 5 年 8 月 17 日条例第 35 号)
この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和 7 年 3 月 26 日条例第 27 号)
この条例は、公布の日から施行する。

[改正履歴]

○ 令和元年 7 月 1 日 議決(令和元年条例第 5 号・8 月 19 日施行)

委員会の設置根拠を那覇市議会基本条例から那覇市議会委員会条例に移すため、那覇市議会基本条例第 19 条第 4 項から第 6 項までを削った。

○ 令和 2 年 10 月 8 日 議決(令和 2 年条例第 45 号・10 月 12 日施行)

議決事件の追加をこれまでの 5 件から那覇市総合計画の基本構想及び基本計画の 1 件とし、必要に応じ別に条例で議決事件を定めるものとするため、那覇市議会基本条例第 14 条第 1 号及び第 2 号を改め、同条第 3 号を削った。

○ 令和 5 年 7 月 5 日 議決(令和 5 年条例第 34 号・7 月 14 日施行)

- (1) 那覇市議会議員政治倫理条例の制定に合わせ、那覇市議会基本条例と那覇市議会議員政治倫理条例の関係を明記する(新 6 条)とともに、字句の整理を行った。
- (2) 付則にて那覇市議会基本条例の条文を引用している那覇市情報公開条例(平成 26 年那覇市条例第 26 号)第 23 条第 1 項第 2 号及び那覇市総合計画策定条例(平成 28 年那覇市条例第 28 号)第 6 条の改正を行った。

○ 令和 5 年 8 月 14 日 議決(令和 5 年条例第 35 号・8 月 17 日施行)

議会改革をさらに推し進めるため、推進体制の見直しを行い、第 26 条第 2 項の規定に基づき設置されていた議会改革推進会議の機能を、各派代表者会議に集約するために同項を改めた。

○ 令和 7 年 3 月 18 日 議決(令和 7 年条例第 27 号・3 月 26 日施行)

意見交換会等の相手先及び議会に関する条例等の見直し手続きを具体的に改め、議会が市長等に資料の提供を要求する手続き及び災害時の議会機能維持について新たに規定するほか、字句を整備する改正を行った。